

「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について（概要）

1. 概要

「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）（案）」について、以下のとおり意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

- （１）意見募集期間：令和 6 年 12 月 25 日（水）から令和 7 年 1 月 23 日（木）まで
- （２）告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- （３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム又は郵送

2. 御提出いただいた御意見数

71 通（239 件）

3. 御提出いただいた全ての御意見と当該御意見に対する事務局の考え方

参考資料 4 を参照。

4. 答申（案）に関する主な御意見の内容

I. はじめに

- 答申（案）全体を通して、「ネット・ゼロ」と「ネイチャーポジティブ」の意味を明確化すべき。
- 再エネの導入による自然環境の破壊を止めてほしい。

II. 前回法改正事項の点検

1. 配慮書手続の在り方

- 適切な複数案の考え方に関するガイドラインの整備が必要であることに賛同する。
- いわゆる位置、規模等のみなし複数案は、配慮書段階で設定すべき複数案として認められないのではないかな。
- 適切な複数案の考え方を検討する際には、風力発電の事業特性を考慮し、慎重に検討を進めてほしい。位置、規模等のみなし複数案を一律に禁止することは避けてほしい。
- 配慮書手続段階において、ゼロオプションの検討を義務付けるべき。
- ゾーニング等の取組により、再エネの立地誘導を進めてほしい。
- 配慮書手続段階における意見聴取手続を義務化すべき。
- 国による配慮書の審査に当たっては、審査期間が長期化しないように留意してほしい。
- 配慮書手続における検討結果を適切に方法書手続以降の検討に活用してもらいたい。

2. 報告書手続の在り方

- 環境省が発電所に係る報告書を取得することができる仕組みを構築していく方針に賛同したい。
電気事業法の特例を廃止してほしい。
- 国が事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析することにより、アセス全体の最適化を図ってほしい。管理・分析をした結果は、広く地域に公開してほしい。
- 報告書に対し、一般からの意見提出手続を設けてもらいたい。

Ⅲ. 陸上風力発電を最大限導入促進するために必要となる環境配慮の確保

1. 立地誘導による導入促進

- ネット・ゼロが強調された「環境配慮が確保された陸上風力発電事業の最大限の導入促進」というタイトルではなく、ネット・ゼロとネイチャーポジティブの両立を目指していくことが伝わるような中立的なタイトルに修正すべき。
- 事業の立地誘導を実現させる仕組みの構築が必要であることに賛同する。
- 環境影響の程度に応じ、必要なアセス手続を3段階に振り分ける制度案も含め、早急に立地誘導が図られる制度を構築すべき。
- ゾーニングに係る他制度とアセス制度の連携を強化することに賛同する。
- 環境保全の観点から、ゾーニングにより一定の環境配慮がなされた事業に係るアセス手続の取扱いを変更することには反対。
- ゾーニング等に係る地域の合意形成の場とアセス手続に係る意見聴取の機会の連携を図ることについては、丁寧な検討が必要。
- 環境保全上配慮すべき重要な区域については、地域の自然特性を慎重に考慮し、過度に保守的に設定されることがないように、考え方を明確にガイドライン等に提示してもらいたい。
- 再エネの立地誘導に当たっては、累積的な環境影響への対応が必要。

2. 法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保

- 第二種事業の規模要件を引き下げ、法対象規模未満の事業にスクリーニングを課すという方向性に賛同したい。
- 第二種事業の規模要件の引き下げに当たっては、適切な立地検討がなされる仕組みを優先的に検討すべき。
- 第一種事業の規模要件を引き上げたばかりであるため、第二種事業の規模要件を引き下げることには反対。
- 小規模事業に係る新たなスクリーニングに関し、環境配慮型風力発電機を導入する場合には簡易アセスが認められるような仕組みを検討してほしい。

3. 建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施

- 建替事業に係る配慮書手続を見直す方向性に賛同したい。
- 事後調査等の実施によって、既設発電所の環境影響の程度が大きいことが確認された場合には、建替事業に係る配慮書手続の合理化を図ることが可能であると考える。
- 配慮書手続の見直しに当たっては、手続期間が最大限短縮されるよう検討してもらいたい。

- 現在設置されている風力発電所の中には、アセス手続が実施されていない事業や、供用中に十分な事後調査が実施されていない事業もあるため、建替事業に係る**配慮書手続の適用除外は、慎重に検討すべき**。
- 建替事業に係る配慮書手続の適用除外に当たり、既設発電所に係る適正な環境配慮の確保のための取組が行われているかどうかをどのように判断するのか。
- 建替事業に係る配慮書手続の見直し後も、**地域とのコミュニケーションの機会**は確保すべき。
- アセス項目の絞り込みに係る技術的な考え方を整理し、事業者・審査関係者にその考え方を周知していく方針に賛同したい。
- 建替事業のアセスの合理化に係るガイドラインは、風力発電に限らず、**その他の発電事業も対象**として検討を進めてもらいたい。

IV. 現行制度の課題等への対応

1. 環境省による環境影響評価図書の継続的な公開

- 環境省が**制度的にアセス図書を継続公開**していく方針に賛同したい（賛成意見多数）。アセス図書は広く一般に継続公開されるべき。
- 環境省によるアセス図書の継続公開に当たっては、**著作権法等に留意が必要**である。

2. 戦略的環境影響評価の実現

- 上位の計画や政策の検討段階を対象とした**戦略的環境影響評価**を早期に実現させるべき。
- 持続可能性アセスメントの実現に向けた検討を進めるべき**。
- 配慮書手続は、戦略的環境影響評価とは言えないのではないか。

3. 累積的な環境影響への対応

- 累積的な環境影響評価に係る**ガイドラインを整備する方針**に賛同したい。
- 累積的な環境影響評価については、事業者の過剰な負担や、事業者間の対立が発生することがないよう、慎重に検討を進めてもらいたい。
- 累積的な環境影響に対応していくためには、地域の主体的な関与が必要。

4. 環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化

- 事業の実施に当たっては、**生物多様性オフセットの仕組みを導入し、ネットゲインを目指す**べき。
- 技術的な人材だけでなく、地域の情報交流に携わる**ファシリテーターの育成も重要**ではないか。

5. 環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討

- 新たな事業がアセス法の対象となるか否かについては、早期に方針を示してもらいたい。
- 新たな事業だけでなく、既設事業の付帯設備等に係るアセスの対象範囲の見直しに向けた検討を進めてもらいたい。

6. その他の課題等への対応

- 効果的かつ効率的なアセス審査が実施されるよう、国と地方公共団体の情報交流の推進を図っていく方針に賛同したい。国から地方公共団体の一方的な情報提供ではなく、国と地方公共団体の双方向の情報交流を図っていくことが重要。
- 小規模事業であっても、簡易なアセス手続を導入するべき。
- アセス手続を実施している途中段階において、アセス逃れを目的とせず事業規模の拡大が必要となった場合には、手続の手戻りが課せられることがないように制度設計を検討してほしい。
- 発電所の設備容量に着目し、アセスの対象規模を判断することに問題があるのではないか。
- 再エネ事業だけでなく、他の事業においても、恣意的な事業分割によるアセス逃れを防いでいくことが必要。
- アセス手続の途中段階において、風車の機種が変更されることになった場合には、事業性の観点から、現実的に即した柔軟な対応をしてもらいたい。
- アセス手続の途中段階において、風車の機種が変更されることになった場合には、アセス手続のやり直しを義務付けるべき。
- 評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由を公表する仕組みを構築するべき。
- 長期的に手続が進められてない未着手案件については、環境の変化も踏まえ、アセスをやり直すべき。長期的に手続が進められてない場合には、アセス手続のやり直しを求める基準が必要ではないか。
- 長期的な手続未着手案件への対応に当たっては、事業の状況を事業者に取り、丁寧に考え方の整理を進めていくべき。
- アセス法において、公聴会の開催を規定するべき。
- アセス法に公聴会の開催を規定することについては、地域の負担・混乱を生じる可能性があること等に留意し、慎重に検討を進めるべき。
- アセス制度において、不服申立・争訟手続に係る仕組みを設けるべき。
- 不服申立・争訟手続に係る仕組みをアセス制度に設けることとした場合、不服申立や、救済手続等に係る定量的な基準が必要ではないか。不服申立・争訟手続をアセス制度に設けることは不要ではないか。
- アセス制度の見直しは、10年ごとではなく、5年程度ごとに実施するべき。